明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第三七）　一
〔官庁報告〕
国家試験
第四十二回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施（厚生労働省）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　三九
会社その他
会社決算公告　三九

省　令

○農林水産省令第三十七号

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）及び薬事法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二十五号）の施行に伴い、並びに薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）及び薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条を次のように改める。

第九十二条　法第二十六条第二項の申請書は、別記様式第三十七号（動物用医薬品特例店舗販売業の許可に係るものにあっては、別記様式第三十八号）によるものとする。

（店舗販売業の許可の申請）

2　法第二十六条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十六条の十第五項の相談に応ずる電話番号その他の連絡先

二　特定販売（その店舗におけるその店舗以外の場所にいる者に対する医薬品の販売又は授与をいう。以下同じ。）の実施の有無

三　その店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の種類

四　動物用医薬品特例店舗販売業の許可に係るものにあっては、その取り扱おうとする医薬品の品目、有効成分、分量、用法、用量、効能又は効果及び当該医薬品の製造販売業者の氏名又は名称

3　法第二十六条第三項第四号の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一　指定医薬品（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条の八第一項の農林水産大臣が指定する医薬品をいう。以下同じ。）

二　指定医薬品以外の医薬品

4　法第二十六条第三項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　特定販売に使用する通信手段

二　特定販売を行おうとする医薬品に係る前項各号に掲げる区分

三　特定販売を行おうとする医薬品に係る広告に、法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称

四　特定販売を行おうとする医薬品についてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス

5　法第二十六条第三項第六号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類（動物用医薬品特例店舗販売業の許可に係るものにあっては、第一号に掲げる書類）とする。

一　申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

二　申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が法第五条第三号イからホまでのいずれかに該当することの有無を明らかにする書類

三　申請者が自らその店舗販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証又は別記様式第五十一号の三による登録証（以下「販売従事登録証」という。）の写し、店舗管理者（法第二十八条第二項に規定する店舗管理者をいう。以下同じ。）として薬剤師又は登録販売者（法第四条第五項第二号に規定する登録販売者をいう。以下同じ。）を置く場合にあってはその者の薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し及び申請者とその者との関係を証する書類

四　店舗管理者以外に店舗販売業の店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあっては、その者の薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し及び申請者とその者との関係を証する書類